

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

048	テルモ湘南センターⅡ期建設計画	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
水質汚濁 （窒素類、磷類）	廃水処理計画に当たっては、窒素及び磷の除去が適正に行える施設の導入について検討すること。	「東京湾富栄養化対策指導指針」の水質管理目標を達成するため、三次処理の過程で脱リン設備を設置することにより、排水中の全リンの値を0.45mg/l以下とする。全窒素については、現計画で管理目標の達成は十分可能であると考えているが、定期的な水質の検査を行うなど、処理施設の維持管理を徹底します。
廃棄物 （一般廃棄物、産業廃棄物）	発生する廃棄物を極力減少させるため、廃棄物の再利用及び減量化について検討すること。また、地域区域内で焼却処分を行う場合には、大気汚染等の二次公害が発生することのないよう十分留意すること。	一般廃棄物のうち、紙屑・ダンボールについては再生・再利用を行う。また、分別回収などについて従業員に教育・指導を徹底する。 産業廃棄物のうちステンレス屑は再利用を目的に業者に処分を依頼する。廃プラスチックは組成が明確なものについては回収・再利用を行う。なお、組成が混合している廃プラスチックについては、品質管理を高めることにより発生量の削減に努める。 また、焼却対象としている紙屑、木屑等の一般廃棄物は再利用及び減量化を推進することにより焼却量の減量化を図り、二次公害の発生防止に、より一層努める。
植物	地域の緑地の連続性を確保するため、既存樹林地の保全の拡大について検討すること。また、実施区域外周部の道路に面する復元緑地については、緩衝機能も重要であるため、極力、緑地帯を拡大するとともに、その植栽計画についても検討すること。	地域の緑地の連続性の確保と、自然環境と調和のとれた工場としてふさわしい環境の創出のために、緑化計画を見直し、最終的に緑地面積を5,410平方メートル増加し、全体として34,810平方メートル、割合にして30.1%を確保する。 また、緩衝帯となる復元緑地については、郷土種を主体とした中高木あるいはポット苗などの植栽を行い、周辺緑地との連続性及び緩衝機能の向上を図る計画とする。
安全 （交通安全）	実施区域の東側に位置する中井電話局前交差点に及ぼす通勤車両等の影響について予測評価を行い、実施区域周辺の交通安全に著しい影響を及ぼすことのないよう交通安全対策を図ること。	中井電話交換局交差点における交差点飽和度について検討したところ、最大でも0.736であり、本事業の通勤車両が中井電話局前交差点に与える影響は軽微であると考えられる。
その他	<p>(1) 通勤輸送計画について 自家用車による通勤体制を公共輸送機関による通勤体制に変更する等、可能な限り自家用車通勤等の集中を抑える方策について検討すること。</p> <p>(2) 大気汚染防止対策について ボイラーからの大気汚染物質等の排出諸元を明らかにするとともに、その結果によっては、窒素酸化物対策について検討すること。</p>	<p>(1) 通勤輸送計画について 自動車通勤の可否の審査については、社内基準にのっとり厳しく行う。今後、周辺のバス路線の整備が進み、バス通勤の条件が整った場合は、既に共用しているテルモ研究開発センターの通勤者も含めて通勤計画の見直しを行い、自動車通勤者を対象に可能な限りバス通勤へ変更させていく。</p> <p>(2) 大気汚染防止対策について 周辺地域の大気汚染への影響を極力小さくするために、窒素酸化物排出濃度が70ppm以下の排ガス再循環方式、水蒸気混入方式及びこれらの組み合わせ方式などの低NOx型のボイラーを設置する。</p>

<p>(3) 工事中の影響の軽減について 実施区域の南東側においては、県道702号（南金目中井線（旧道））をはさんで民家に隣接することから、建設作業に伴い発生する騒音及び振動の軽減、交通安全の確保等に最大限努めること。 また、建設工事に当たっては、周辺住民からの当該工事に係る意見等に対して、誠実に対応するなど、住民の理解と強力を求めながら建設作業を進めること。</p>	<p>(3) 工事中の影響の軽減について 工事の施工に当たっては、次の対策を施すことにより、周辺への影響の軽減と安全確保に努める。 ○ 騒音・振動、粉じんなどによる影響を軽減するため、高さ3mの万能鋼板を敷地境界に設置するとともに、場内並びに工事用道路には必要に応じて散水を行う。 ○ 計画地内の仮設道路が完成次第、住宅地に近い西側の出入り口を閉鎖し、東側の出入り口のみを工事車両の出入り口として使用する。 ○ 工事用車両の走行ルートとして旧道を利用せず新道（県道南金目中井線）を利用する。 ○ 工事作業時間は、原則として8～17時とする。 ○ 工事用車両の待機場を計画地内に十分設ける。 また、事前に地域住民の方々との話し合いを通して、十分な理解・協力が得られるよう最善の努力をするとともに、専任の窓口担当者を決め、地域住民の方々との連絡体制を明確にし、工事施工に当たっては責任者不在のないように、24時間体制での対応が可能なように体制作りをする。</p>
<p>(4) 公園の設置について 都市計画法及び同施行令等の改正（平成5年6月25日施行）に伴い、設置が義務付けられた公園の設置に当たっては、緑地の確保を前提として設置等について検討すること。</p>	<p>(4) 公園の設置について 計画地西側の敷地境界沿いに面積が敷地面積の3%となる3,470平方メートルの公園予定地を設定した。</p>